

わくわく氣ランド会員規約

第1章 総則

第1条 目的

株式会社セルフ・ヒーリング実践研究会(以下、「当会」といいます。)は、体の動きや形に重点を置いた一般的な氣功教室とは異なり、心と魂の栄養となる講話と会員同士のディスカッションを中心とした授業を行っています。

当会では、わくわく「氣」ランドその他当会が運営する学びの場を通じ、会員の方が既存の精神世界やスピリチュアル、宗教とは全く異なった、新しい理論である「パラレボ理論」を学ぶことを目的としています。

パラレボ理論を学ぶことで、今まで身に付けた常識や価値観とは真逆の本当の価値観を知ること、本来持つ個性を発見し、お一人お一人が自分らしく楽しく生きていけるサポートをいたします。

また、本当の人生の目的やこの地球に生まれた意味を発見し、真実を解き明かすことを提案しています。

第2条 会員規約の役割

当会は、前条の目的に基づく当会の円滑な運営のために、当会および会員間に会員規約(以下、「本規約」といいます。)を定めるものとします。

第3条 本規約の変更

1. 当会は、必要と判断される場合、役員会の議決を経て本規約を変更することがあります。
2. 前項の場合、当会は、速やかに、教室でのインフォメーションまたはその他の方法による通知によりその変更を公表するものとします。ただし、変更内容が既存会員の権利義務に影響を及ぼさない場合には、この限りではありません。
3. 変更後の規約は、前項のいずれかの方法によりなされた最初の公表日からその効力を生じるものとします。前項ただし書きの場合においては、第1項の変更が行われた時点において、その効力を生じるものとします。

第2章 会員資格等

第4条 申込み

入会希望者は、当会所定の入会申込書に所定事項を記入して当会に提出

することにより入会の申込みを行うものとし、ただし、未成年者は法定代理人の同意が必要です。また申込み資格は、10歳以上の方とします。入会希望者は、本規約の内容に同意できない場合には、入会を申し込むことができません。

第5条 承諾

1. 当会は、前条における入会申込書の受領により、入会希望者からの申込みを承諾いたします。
2. 当会は、入会希望者が次の各号に該当する場合は、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 入会申込者が暴力団等の反社会的組織を含み、当会が不適切と判断する組織の会員その他の関係者である場合
 - (3) 入会希望者が本規約に反するおそれがある場合
 - (4) その他、前各号に準じる場合で、当会が入会を適当でないと判断した場合

第6条 入会金

1. 入会金は、一万(10,000)円とします。但し、16歳未満の方および第13条第1項に定める月3回コースの方は、五千(5,000)円とします。
2. 会員は、第一回目の参加授業までに入会金および当月分の受講料を納めなければなりません。なお、月の途中での入会であっても入会金および受講料の日割計算は行わないものとします。
3. 一旦納入された入会金は、事由の如何を問わず返金いたしません。

第7条 会員資格

1. 会員資格は、当会が、第5条に従い入会申込みを承諾し、且つ第6条に定める入会金を受領した日から発生いたします。
2. 会員資格は、会員にのみ一身専属するものであり、会員が退会あるいは死亡した場合には、会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとします。

第8条 禁止事項

会員は、以下のいずれかに該当する行為（以下、「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為

- (2) 許可なく授業内容の録音・録画をする行為 (WEB 配信のコンテンツを含む)
- (3) 教室内での会員間に於ける物品売買、賃貸借、使用貸借行為及び、営利目的に類する一切の行為
- (4) (3)に上げた事項を他の会員に対して勧誘する行為
- (5) 本サービスの運用を妨げる行為
- (6) 本サービスを利用する権利を他者に譲渡し、使用させ、売買し、名義を変更し、質権を設定しまたは担保に供する行為
- (7) パスワード等を第三者に譲渡、貸与等することまたは第三者に使用させる行為
- (8) 配信内容、画像、音声ならびに当会に対する問い合わせ内容および当会からの回答を当会に無断で公開する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 配信内容と関係のないコメント又は本項各号に違反する内容のコメントを投稿する行為、または意図的に事実とは異なる評価を行い投稿する行為、当会に対して殊更に問合せを繰り返す行為、または過剰な要求を行う行為
- (10) パラレボ理論に反しまたは悪用する行為
- (11) 配信内容を含むパラレボ理論の間違った理解により他の会員または第三者を惑わし、混乱させ、学びの場から遠ざける方向に誘導する行為
- (12) 当会より購入した物品を他の会員または第三者に売買、使用貸借、賃貸借または転売する行為
- (13) 当会より学んだセルフ・ヒーリングの手法(講話内容を含む)を営利目的で利用、または当会の許可なしに当該手法を用いて開業する行為
- (14) 当会、講師、他の会員または第三者に対する名誉棄損、信用棄損またはその他の誹謗中傷を行う行為ならびに肖像権、プライバシー権を侵害する行為
- (15) 当会および講師の一般的に開示していない秘密情報または講師の個人情報を探査する行為
- (16) 当会および講師の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (17) 当会および講師への暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為または本サービスの提供を妨げる行為
- (18) 当会および講師への身体的・精神的損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- (19) 個人情報保護法に違反する行為

(20) 法令または公序良俗に反する行為

(21) 前各号に掲げるもののほか、当社が不適切と判断する行為

第9条 届出事項の変更

1. 会員は、氏名、住所、連絡先等に関する事項を含む申込書によって届けた事項に変更があった場合には、速やかに書面により当該変更内容を当社に届け出るものとします。

2. 会員が前項の届出を怠ったことにより、当社からの会員への通知等が遅延または不達になる等会員に対し何等かの支障または不利益が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとします。

第3章 わくわく「氣」ランド

第10条 受講参加

1. 会員は、月9回開講されるわくわく「氣」ランドに参加することができます。授業内容には、講師による講話および会員同士のディスカッションを含みます。なお、第13条第1項に定める月3回コースの場合には、月9回開催される会のうち、3回を選択して受講できるものとします。

2. 前項の他、会員は、当社が開講する会員対象のイベントやその他の学びの会に参加することができます。ただし、参加資格および参加費用が別途必要となる場合があります。

第11条 WEB 配信

1. 講師の講義のうち、WEB 配信されるものについては、開催日を起算点として3日後の午前0時00分から14日後の24時00分までWEB 配信にて視聴できるものとします。

2. 会員は、配信期間中に当社 WEB 配信サイトに自己でアクセスをして、各授業の視聴をすることができます。なお、視聴の際に必要な通信料・パケット代は、会員の負担となります。

3. 会員は、配信期間中であれば何度でも視聴することができます。

4. 視聴をしていない授業及び視聴途中の授業であっても、各授業の配信期間経過後は視聴することができません。

第12条 通話ソフトウェアの利用

1. 当社は Zoom 等の通話ソフトウェア(以下、「通話ソフトウェア」といいます。)を用いて本サービスの提供の一部を行います。

2. 会員は、通話ソフトウェアを自己でインストールし、当該通話ソフトウェアのアップデートやアップグレードを含む通信環境を整えるものとします。通話ソフトウェアの利用の際に必要な通信料・パケット代も、会員の負担となります。
3. 会員は、通話ソフトウェアの機能およびその利用規約についてソフトウェア会社の規定するそれにも従うものとします。
4. 当会は、会員側の通信環境、通話ソフトウェアそのものの機能の不具合によって会員が本サービスの提供を受けることができない場合において一切責任を負わないものとします。

第13条 受講料

1. 受講料は、以下のとおりとします。
 - (1) 通常コース(月9回コース)
 - 10歳から16歳の誕生日月の前月分まで、二千(2,000)円/月
 - 16歳から20歳の誕生日月の前月分まで、五千(5,000)円/月
 - 20歳から70歳の誕生日月の前月分まで、八千(8,000)円/月
 - 70歳から、五千(5,000)円/月
 - (2) 月3回コース
 - 年齢にかかわらず、三千(3,000)円/月
2. 会員は、当月分の受講料を当月末までに下記当会口座宛てに、振込手数料会員負担にて支払うものとします。

ゆうちょ銀行 株式会社セルフ・ヒーリング実践研究会
記号:10950 番号:05716791
3. 第1項の規定にかかわらず、初回体験受講料については、無料とします。
4. 会員の私的な都合により、授業へ遅刻・早退した場合、当会は、会員への受講料の返金の義務を負わないものとします。

第14条 休会費

1. 会員の都合により不参加の月が発生する場合には、休会費として、以下が発生するものとします。
 - (1) 通常コース(月9回コース)
 - 10歳から16歳の誕生日月の前月までは五百(500)円/月
 - 16歳から、二千(2,000)円/月
 - (2) 月3回コース
 - 年齢にかかわらず、五百(500)円/月
2. 退会届の提出がなく休会が続く場合、当会は、1年を上限に休会費を請求いたします。1年を経過しても退会届の提出がなく休会が続く場合、自動退

会となります。その場合、会員は、未払いの休会費につきまして支払いの義務を生じるものとします。

第15条 月3回コースから通常コース(月9回コース)への移行

1. 第13条第1項に定める月3回コースの会員は、本人が希望する場合、事前に当会に通知することにより通常コース(月9回コース)に移行することができるものとします。この場合、通常コース(月9回コース)との入会金の差額である五千(5,000)円を支払うものとします。ただし、16歳未満の方はこの入会金の差額は発生しません。
2. 本条の移行は、月単位とし、月の途中での移行は認められないものとします。

第16条 通常コース(月9回コース)から月3回コースへの移行

1. やむを得ない事情により通常コース(月9回コース)から月3回コースへの移行を希望する場合も、事前に当会に通知することにより移行することができるものとします。なお、入会金の差額の返金はなされません。
2. 本条の移行も、月単位とし、月の途中での移行は認められないものとします。
3. 本条に基づき月3回コースに移行した会員が、再度通常コース(月9回コース)に移行する場合、月3回コースと通常コース(月9回コース)との入会金の差額の支払いが再度発生するものとします。

第4章 退会等

第17条 退会

1. 会員は、退会を希望する場合、当会所定の退会申込書に所定事項を記入の上、当会宛てに提出するものとします。
2. 前項の退会申込書を当会が受理した時点で退会とし、会員は、会員資格を失効するものとします。
3. 退会時にすでにお支払いいただいている金銭については、事由の如何を問わず返金いたしません。

第18条 退会勧告

1. 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会の議決をもって、会員へ退会勧告を告知する事ができるものとします。
 - (1) 入会申込書その他の届出事項に虚偽の事項を記載した事が判明した

場合

- (2) 本規約その他当会が定める規定に違反をしたまたは違反をする危険のある場合
- (3) 第8条に定める禁止行為をした場合
- (4) 会の目的とかけ離れた言動が目立つ等、その他、当会が会員として不適切と判断した場合

2. 前項の退会勧告を受けた場合、会員は、会員資格を失効するものとします。

第19条 会員資格失効後の注意事項

1. 退会等により会員資格を失効した後であっても、元会員は、在籍中に当会より学んだ法則・手法(講話内容を含む)を営利目的で利用、または当会の許可なしに当該手法を用いて開業する行為をしてはなりません。
2. 元会員は、会員資格失効後であっても、自己またはその関係者を通じて、他の会員を勧誘し、当会からの退会を促し、若しくはその他の学びの場から遠ざける何らかの働きかけを行ってはなりません。

第5章 その他

第20条 免責事項

1. 会員は、自らの責任においてわくわく「氣」ランドその他当会が運営する学びの場を利用するものとし、当会は、会員の一切の事項について何らの責任を負わないものとします。
2. 当会は、会員同士または会員と第三者間で発生した一切のトラブルについて関知せず、一切の責任を負わないものとします。
3. 当会は、地震、火災、洪水、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、伝染病その他の不可抗力に基づきわくわく「氣」ランドその他当会が運営する学びの場を提供できない場合でも会員に対して一切の責任を負わないものとします。

第21条 損害賠償

1. 会員は、当会の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、その賠償を当会に請求することができるものとします。但し、当会は、いかなる場合においても、以下については(たとえこれらの損害が生じる可能性について告知されていたとしても)損害を賠償しないものとします。
 - (1) 逸失利益
 - (2) 会員の収入の喪失

(3) 派生的損害若しくは間接的損害

(4) 付随的損害若しくは特別損害

当会の損害賠償額の累計総額は、請求原因の如何にかかわらず、第13条に規定するわくわく「氣」ランド受講料につき損害発生日を起算日として会員により実際に支払い済みの金額の1年分を上限といたします。

2. 会員は、本規約に反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を受けた場合、当会が受けた一切の損害を賠償するものとします。

第22条 専属管轄

本規約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、横浜簡易裁判所または横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定:2013年3月1日

改訂:2018年6月1日

:2019年6月21日

:2022年5月15日

:2022年11月6日